

〈実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答〉

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	2	1.1.6.	エ			災害への備え	「大規模災害時」とありますが、どのような災害を想定されていますでしょうか。	神戸市防災指令規程(昭和43年4月訓令甲第1号)別表第1号の表に規定する防災指令第3号が発令されたときを想定しています。
2	実施方針	4	1.1.7.	(4)	ア		事業者の収入	施設整備に係るサービス対価には、施設整備期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェンツフィー)、及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	5	1.1.7.	(4)	ア		事業者の収入	設計及び建設に係る交付金及び地方債充当分を建設一時金として「維持管理・運営期間開始後」に支払うことになっていますが、「本施設引渡し後」の誤りではないでしょうか。 (原文ですと、事業費に開業準備期間中の金利負担分が含まれることになり、税使途の無駄が生じかねません。)	ご理解のとおりです。「維持管理・運営期間開始後」は、「本施設の引渡し後」に変更します。
4	実施方針	5	1.1.7.	(4)	ア		事業者の収入	建設一時金が支払われる際には、割賦払となる施設整備対価全体に係る消費税及び地方消費税の全額も支払われる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	5	1.1.7.	(4)	イ		事業者の収入	開業準備に係るサービス対価には、開業準備期間中に発生する①金融機関に支払う手数料(エージェンツフィー)、及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	5	1.1.7.	(4)	ウ		事業者の収入	維持管理・運営に係るサービス対価には、維持管理・運営期間中に発生する①金融機関に支払う手数料(エージェンツフィー)、及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	5	1.1.8.	オ			事業の実施スケジュール(予定)	維持管理・運営期間の実施開始スケジュールが令和8年1月からとなっておりますが、年明け三が日等があります。供用開始の初日についてご教示ください。	維持管理・運営開始日は令和8年1月1日となります。
8	実施方針	7	2.2.1.				事業者の募集・選定スケジュール	5月中旬に入札説明書等の公表、6月下旬に入札参加資格審査書類の受付期限とありますが、年度の始めは役員等の異動など登録変更手続き等もあり、申請書類の準備に時間を要します。その期間も考慮して頂いた上で、受付期限の設定は行って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	参考とさせていただきます。
9	実施方針	7	2.2.1.				事業者の募集・選定スケジュール	参画の幅を広げるため、入札参加資格審査書類の受付期限は先行案件同様に7月中旬としていただけないでしょうか。	参考とさせていただきます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
10	実施方針	7	2.2.1.				事業者の募集・選定スケジュール	入札公告の公表時に予定価格をお示しいただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	11	2.2.14.				事業契約の成立	「事業契約の仮契約を締結した後、(略)事業者と事業契約を締結する」とありますが、これは、神戸市議会の議決を得ることで、仮契約書の効力が発生することを意図しており、仮契約書と別の本契約書を改めて締結し直すものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	12	2.3.1.	ア			入札参加者の資格要件	実施方針P.12 2.3.1.個別の参加資格要件に示されている(ア)～(カ)以外の業務に当たる企業が入札参加者の構成員となる場合、実施方針P.14 2.3.2.クに記載の参加資格要件を満たしていれば、個別の参加資格要件はない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	13	2.3.2.	ウ	(エ)		入札参加者の資格要件	参画の幅を広げるため、建設工事一式の総合評定値は1,100点以上としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
14	実施方針	14	2.3.2.	カ	(イ)		入札参加の資格要件	維持管理企業の参加要件で、公共施設の維持管理業務(元請)と記載がございますが、PFI事業でSPCの構成企業としてSPCからの業務請負も要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。	認めます。
15	実施方針	15	2.3.3.	ウ			構成員の制限	国・兵庫県・市の指名停止措置を受けている者と記載されていますが、国とは兵庫県管轄外の国土交通省関東地方整備局は含まないと考えてよろしいでしょうか。	国には、国土交通省本省及び国土交通省関東地方整備局を含みます。
16	実施方針	15	2.3.3.	ウ			構成員の制限	国・兵庫県・市の指名停止措置を受けている者と記載されていますが、国とは兵庫県及び神戸市を管轄する、国土交通省本省及び国土交通省近畿地方整備局という理解でよろしいでしょうか。	No.15を参照ください。
17	実施方針	15	2.3.3.	ウ			構成員の制限	国・兵庫県・市の指名停止措置を受けている者と記載されていますが、市とは神戸市からの指名停止と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	16	2.3.5.	イ			入札参加資格の確認	参加資格確認基準日以降における入札参加者の構成員(代表企業以外)の変更について、暴対法違反や独禁法違反による参加資格の喪失以外の事由による変更であり、かつ、代替企業が問題無く参加資格を満たす場合は、基本的には変更をお認めいただけるという認識でよろしいでしょうか。もしその他、変更が認められない事由がございましたら、お示しいただけますでしょうか。	入札参加資格要件を欠くような事態に応じて、市が変更の是非を判断します。
19	実施方針	19	3.2.				予想されるリスクと責任分担	要求水準書(案)に記載のある増築センターの施設整備に起因するリスクは市という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
20	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.2法令変更	法令変更により新たな点検制度等が設けられ、本事業の維持管理業務にも該当する新たな点検を行うこととなった場合、追加費用は市のリスクと認識でよろしいでしょうか。事業者は、入札時点で、法令変更による点検費用の増加を見込むことは困難です。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.2法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更等とは、要求水準書(案)P4 1.4.6.遵守すべき法令等に記載されているか 法令等、キ 要綱・各種基準等の理解でよろしいでしょうか	要求水準書(案)記載の法令に限らず、設計・建設及び維持管理・運営に直接関係する法令や建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令、消費税の変更等を想定していますが、詳細は入札公告時に示します。
22	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.2法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更等には、法の解釈による行政指導等で、点検回数や点検方法の変更が必要とされた事項も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.2法令変更	「本事業に直接関係する法令の新設・変更等」は市の負担となっておりますが、施設所有者に係る法令変更、法令解釈変更、各通達等による点検基準や項目の変更による点検費用の増額は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.4,5税制変更	本事業を実施する特別目的会社に対する事業所税の課税については、締結された事業契約に基づき判断されるため、事業所税額を入札価格に含めるか否かは事業者の判断に委ねられ、仮に、入札価格に含めずに事業契約締結後に課税対象と判断された場合も、事業者のリスクとして納税する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社の本店所在地が神戸市内となるため、課税対象と判断される可能性があります。神戸市行財政局 税務部法人税務課(事業所税担当)にご相談ください。
25	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.4,5税制変更	本事業を実施する特別目的会社に対する事業所税の資産割の対象エリアについて、本施設の給食調理エリアや事業者専用区域に加え、特定目的会社の本店所在地についても、課税対象と判断される可能性はございますでしょうか。また、給食の配膳先の配膳室については、学校の施設であり貴市にて管理されていることに加え、本事業外の牛乳やパン等別事業の食品の配膳も行われていることから、事業所税の対象外という理解でよろしいでしょうか。	神戸市行財政局税務部法人税務課(事業所税担当)にご相談ください。
26	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.18物価変動	施設供用開始後のインフレ・デフレの基準とする指標を日本PFI・PPP協会が推奨する厚生労働省の「毎月勤労者統計調査」などの人件費との相関関係が高い指数を採用願います。	参考とさせていただきます。
27	実施方針	19	3.2.				リスク分担表(案) No.23 不可抗力リスク	施設引渡し前の施設整備業務において、天災等により計画の遅延や費用増大等のケースが考えられますが、事業者のリスク分担は、事業者の責に帰すべき事由の場合に限定いただけますようご検討をお願いいたします。	不可抗力リスクの分担の詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
28	実施方針	19	3.2.					リスク分担表(案) No.23 不可抗力リスク	施設引渡し後に不可抗力により施設に生じた損害については貴市で加入される火災保険や共済等でカバーされるため、施設引渡し後における不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害については、施設に生じた損害は対象とならず、開業準備業務や維持管理・運營業務における損害や増加費用が対象となるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力リスクの分担の詳細は入札公告時に示します。
29	実施方針	19	3.2.					リスク分担表(案) No.26契約の未締結・遅延	議会の承認が得られないリスクとして事業者が記載されているが、参加資格審査審査済みの上、基本協定を締結している段階で、議会の承認を得ることが出来ない事由の想定があればご教示願います。	想定している事由はありません。
30	実施方針	20	3.2.					リスク分担表	付帯事業のリスク分担について、今時点で分かる範囲で結構ですので、ご教示の程よろしくお願い致します。	付帯事業のリスク分担については、提案内容によるため、事業者選定後に市と付帯事業実施事業者が協議の上、決定します。
31	実施方針	20	3.2.					リスク分担表(案) No.41,42 工事遅延	工事遅延について、ウクライナ侵攻等の世界情勢により、納入が大幅に遅れる資材等がある場合、それは不可抗力として扱われ、民間事業者の帰責ではない理解でよろしいでしょうか。	工期遅延が発生した要因により不可抗力に該当するか否かを判断します。
32	実施方針	20	3.2.					リスク分担表(案) No.56施設等の損傷	維持管理・運営段階における施設等の損傷のうち、整理No.56 経年劣化によるものは事業者負担となっておりますが、要求水準P21にあるとおり、本件施設の機能及び性能を満足している場合に限り、経年による劣化等是对応の対象としないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
33	実施方針	20	3.2.				リスク分担表(案) No.58施設等の契約不適合	事業期間内に法令変更により本施設が、既存不適合となった場合、改修などのリスクは施設を所有する市側のリスクとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) 整理No.64食中毒・異物混入	維持管理・運営段階における食中毒・異物混入のうち、整理No.64 検収業務における食品の異常の見落とし等によるものについて、食材由来のものや善管注意義務を尽くしても発見することができなかったものについては、市側で負担していただけないでしょうか。	ご理解のとおりですが、食中毒等が発生した場合の原因究明の調査は、事業者の責任と負担により実施するものとします。
35	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) 整理No.76運搬費増大	維持管理・運営段階における運搬費増大のうち、交通事故の悪化によるものが事業者負担となっておりますが、具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。また、事業者帰責によるものという理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由によるもの、不可抗力、法令変更以外による交通事故の悪化を想定しています。
36	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) No.78性能確保	事業終了時における施設の性能は、機能及び性能を満足している限りにおいて経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) (※1)	(※1) 基準金利が下がった場合は事業者負担とありますが、具体的にどのような負担を指しているのでしょうか。	基準金利が下がった場合の割賦金利の減額の負担を指します。
38	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) (※2,3)	※2・※3の物価変動について、端数の有効桁数によって負担区分が変わるため、-1.5%超+1.5%未満に変更、あるいは端数切捨て等の明記をご検討ください。	入札公告時に示します。
39	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) (※4)	「サービス対価の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定している。」と記載がございますが、これは、事業期間全体のサービス対価ということではなく、施設整備期間・維持管理運営期間毎のサービス対価の1%という理解でよろしいでしょうか。また、維持管理運営期間は【年間の】サービス対価の1%までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は入札公告時に示します。
40	実施方針	21	3.2.				リスク分担表(案) (※4)	(※4)「サービス対価の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定している。」とはどのような意味でしょうか。「年間のサービス対価の100分の1に至る金額までの損害は事業者が負担することを予定している。」という意味でよろしいでしょうか。	No.39を参照ください。
41	要求水準書(案)	3	1.4.2.	エ			災害への備え	大規模災害時には、避難者などに対して食料を提供できるよう炊き出し設備を備えるなど、地域の防災拠点としての役割を担う、という記載があります。給食センターに求められる機能は、災害時における食事提供という理解でよろしいでしょうか。	災害時における食事提供の他、給食提供に支障がない範囲で、地域における防災訓練等にも協力してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
42	要求水準書(案)	8	1.4.7.				敷地概要 その他近接協議	西日本高速道路株式会社(関西支社神戸高速道路事務所)及び本州四国連絡高速道路株式会社(神戸管理センター)所管する高速道路と接しているため、工事着工前に近接協議を行うことと記載がありますが、協議先は給食センターの計画についてはご理解いただいていると考えてよろしいでしょうか。	当該敷地に給食センターを整備することを説明し、要求水準書(案)の提示を行っております。
43	要求水準書(案)	8	1.4.7.				敷地概要 その他協議会	神戸テクロジパーク協議会加入についてご教示ください。入会金や年会費などはかかりますでしょうか。	添付資料を参照ください。
44	要求水準書(案)	8	1.4.7.				敷地概要 その他協議会	神戸テクロジパーク協議会への加入に関して、協議会運営費などの会費や条件があれば開示願います。	No.43を参照ください。
45	要求水準書(案)	8	1.4.7.				敷地概要 その他協議会	「神戸テクロジパーク協議会に加入すること。」とありますが、加入費、会合の開催頻度、協議内容等の詳細についてご教示ください。	No.43を参照ください。
46	要求水準書(案)	9	1.4.8.	ア			提供食数	調理設備能力は1献立あたり最大7,500食/日を見込めばよろしいでしょうか。 また、児童・生徒数は事業期間を通して変わらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書(案)	9	1.4.8.	イ	(ア)		事業概要 献立方式	約7,500食/日・献立の小学校と中学校の内訳をご教示ください。	小学校4,000食/日・中学校3,500食/日の献立と中学校7,500食/日の献立となります。
48	要求水準書(案)	9	1.4.8.	イ	(ウ)		事業概要 献立方式	アレルギー対応食は最大150食/日程度とは、1献立あたり最大75食/日と理解すればよろしいでしょうか。 また、献立ごとの食数は約7,500食/日・献立にはアレルギー対応食は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	9	1.4.8.	ウ	(イ)		事業概要 施設形態	一部を2階に配置することも可とあります。2階に配置する給食調理エリアの想定案などありましたらご教示ください。	想定している案はありません。
50	要求水準書(案)	9	1.4.8.	カ			配送とその所在地	市と協議の上、配送校を変更し、費用が増額となった場合は、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書(案)	9	1.4.8.	カ			配送校とその所在地	中学校の配送校と所在地は、入札公告以降(令和5年6月下旬)よりも前に早めに公表頂く事は出来ませんでしょうか。	可能な限り早く公表するよう配慮しますが、現時点では6月下旬となる予定です。
52	要求水準書(案)	9	1.4.8.	カ			配送校とその所在地	配送校における配送車両の校内動線の確保や整備、配送車両からコンテナを降ろすプラットフォームと配膳室の整備は市側で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
53	要求水準書(案)	9	1.4.8.	カ			配送校とその所在地	配送校を変更するための協議を事業者に求める場合があります。と記載があります。配送校変更に伴う配送車両及び配送員、配送補助員及び配膳員が増える場合の増加費用は市側でご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書(案)	9	1.4.8	キ			配送校及び学級数等	小学校の提供食数合計は3,941食とあります。事業期間内の提供食数は、小学校4,000食/日、中学校は11,000食/日と考えればよろしいでしょうか。また、小学校分は片方の献立にまとめる想定でしょうか。それとも2献立に振り分ける想定でしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、No.47を参照ください。
55	要求水準書(案)	10	1.4.8.	キ			配送校及び学級数等	各学校の配送単位学級数は、表の「学級数」の数値以外はない(別途職員室や特別支援学級分の食缶セットは不要)との理解でよろしいでしょうか。職員室や特別支援学級分が別途必要な場合は、学校ごとの数量をお示ください。また、この数値が事業期間を通じての最大値(食缶やコンテナの調達は、この数値をもとに算出(事業者の提案における予備は別)した数量で足りる)との理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、職員室は含まれていないため、お示しました学級数から1学校1学級を増やしてください。特別支援学級はお示しました学級数に含まれています。後段につきましては、ご理解のとおりです。
56	要求水準書(案)	10	1.4.8.	キ			配送校及び学級数等	参考として小学校の配送校の学級数、児童数、教職員数お提供食数の合計は下表のとおり(令和4年5月1日現在)。として表にて各人数、学級数を提示頂いていますが、令和8年度4月の供用開始以降の学級数、児童・生徒数、教職員数等の見込みをご教示下さい。	令和8年度以降の資料はないため、お示しました配送校の状況を基に計画していただいて結構です。なお、令和8年度以降、提供食数が大きく減少等した場合には、配送校変更等で調整するため、提供食数は大きく変動しない予定です。また、現時点で配送校変更等の計画はないため、学級数等は示せませんが、配送校変更等が発生した場合には、実施の可否や対価の変更等を協議する予定です。
57	要求水準書(案)	10	1.4.8.	ク			施設稼働日数	小学校と中学校の春休み、夏休み、冬休みの日数をご教示ください。	以下のURLに神戸市立学校園式典一覧を公表していますので、参照ください。 なお、年度ごとに多少の変動があることにご留意ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a80876/kosodate/education/gakkoen/ceremony/index.html
58	要求水準書(案)	10	1.4.8.	ケ			光熱水費の負担	光熱水費は事業者が負担することとなっておりますが、昨今の急激な光熱水費の高騰や気候変動による空調使用量の増加等を鑑みますと、事業者にて負担することは多大なリスクとなります。そこで、本件施設の供用開始後3年間は光熱水費を発注者負担として実績を把握し、当該実績に基づき4年目以降から光熱水費の想定使用量を設定したうえで、事業者の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
59	要求水準書(案)	14	2.2.3.	ア	(カ)			近隣通行者等への安全対策	工事期間中における本件施設の近隣通行者等への安全対策は万全を期すこと、と記載があります。特に留意すべき点がありましたらご教示ください。	周辺施設の通勤者等への安全対策は十分に検討してください。
60	要求水準書(案)	14	2.2.3.	ア	(カ)			近隣通行者等への安全対策	本計画地は近隣住民のない場所となっております。特に配慮すべき点について、ご教示ください。	No.59を参照ください。
61	要求水準書(案)	16	2.2.9.	カ				工事現場	工事現場における「仮囲いに完成予想と施設情報を掲示」とありますが、誰に対する掲示を意図されておりますでしょうか。 また、完成予想はパース、施設情報は工事予定という理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、工事現場の周辺の通行人等を想定しています。 後段につきましては、ご理解のとおりですが、それ以上の提案も妨げません。
62	要求水準書(案)	18	3.	オ	(ア)			調理リハサル、配送リハサル	関係者向けの内覧会の食数をご教示お願い致します。	関係者向けの内覧会における食数(関係者数)については、事業契約締結後に決定しますが、現時点では最大100食と考えてください。
63	要求水準書(案)	18	3.	カ				開業準備業務期間中の食材調達	開業準備期間中に使用する食材費は事業者負担とのことですが、食材の調達(発注)は貴市にて行い、当該調達費の費用のみ事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	食材の調達も事業者で行ってください。
64	要求水準書(案)	18	3.	カ				開業準備業務期間中の食材調達	開業準備期間中の調理リハサル、配送リハサル、試食会等に係る食材費は事業者負担とございますが、食材等の発注業務も事業者側という理解でよろしいでしょうか。	No.63を参照ください。
65	要求水準書(案)	18	3.	キ				研修室	研修内容、期間について、事業者に一任する、との認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、研修の実施日については、協議の上、決定します。
66	要求水準書(案)	19	4.1.2.	イ				仕様	要求水準書と共通仕様書の両方に同一対象についての記載がある場合には、要求水準書を優先することと記載がございますが、要求水準に回数を規定されている業務もであっても法に違反しない範囲において、事業者の提案とし、維持管理業務の縮減を提案することは可能でしょうか。	提案は可能ですが、提案においては、縮減しても問題がない根拠や説明、代替措置等を記載し、要求水準レベルを十分に保証できることを示してください。なお、お示しいただいた内容では要求水準に達していないと判断される可能性があることも理解したうえで、提案を行ってください。
67	要求水準書(案)	19	4.1.6.	エ				修繕・更新	点検等により建物や各種設備・備品等の修繕等が必要と判断された場合には、事業契約書に基づき、適切に対応すること。主な修繕・更新業務を以下に記すとし、主な修繕・更新内容を記載されておりますが、実際の修繕・更新は事業者が実施内容を精査し、修繕・更新を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書(案)	21	4.1.7.	ア				事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	事業者は大規模修繕がいつ発生するかわからない不安定な状態にさらされてしまうため、大規模修繕が必要かどうかの判断にあたっては、市と事業者で事前に協議をしていただけますでしょうか。	大規模修繕が必要かどうかの判断にあたっては、市と事業者で事前に協議をして決定します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
69	要求水準書(案)	21	4.1.7.	イ				事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	本件建物の欄に接合部のボルトのゆるみ等とありますが、現実的には、内装や耐火被覆により点検することは、難しいと思います。合理的に点検できる範囲との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	21	4.1.7.	ウ				事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業期間終了年度もしくは、その前年度に建物関係の修繕をまとめて実施し、事業期間終了後1年以内に大規模修繕が発生しないようにすること。」とありますが、修繕の内容によっては、必ずしも事業期間終了年度及びその前年でなくても事業期間終了前に工事が終了し、かつ引き渡し時に性能を維持していれば問題ないとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書(案)	22	4.2.1.	ウ	(イ)			建築物保守管理記録の作成、保管及び報告	点検記録を5年以上保管とありますが電子データ保管すれば紙ベースでの保管は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書(案)	22	4.2.1.	ウ	(イ)			建築物保守管理記録の作成、保管及び報告	事業期間終了時まで保管することとありますが、事業期間が終了した時点で保管期間はなくなるということによりよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業期間終了時に記録を引き渡してください。
73	要求水準書(案)	23	4.2.2.	イ	(ア)			運転・監視	建物内を定期的に巡視し、各部屋の空気環境状態を確認し、最適な環境の維持に努めること。とございますが、法令遵守のうえ、換気扇等の空気調和設備の状況を確認すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案を妨げません。
74	要求水準書(案)	26	4.2.6.					清掃業務	清掃業務の各項目に記載されている各作業の清掃回数は、清潔を保つ事を前提に事業者の提案としていただけないでしょうか。	No.66を参照ください。
75	要求水準書(案)	26	4.2.6.	イ	(ア)			清掃用具	清掃用具は、エリア別、作業別に洗浄と乾燥を行い、保管も個別に行うこと。という記載があります。ここでいう乾燥とは機械乾燥ではなく、自然乾燥させるという理解でよろしいでしょうか。	乾燥方法は提案に委ねます。
76	要求水準書(案)	26	4.2.6.	イ	(イ)			建物 a建物全般(a)	「建物の周囲は、常に清潔に保ち、鳥類、ねずみ、ハエ及びゴキブリ等、衛生害虫等を誘引するような廃棄物等を放置しないこと。」とありますが、事業者が害虫や鳥害への対策を実施していても、被害が発生する場合、敷地内の原因調査は事業者で実施し、その原因が敷地外に起因すること認められた場合には、調査及び被害に対する復旧及び対策費用は、市の負担との認識でよろしいでしょうか。	事象によるため、事象に応じて協議して決定します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
77	要求水準書(案)	27	4.2.6.	イ	(イ)			b給食エリア(e)	天井及び窓ガラスは月1回以上清掃を行うこと、ただし天井清掃については市の承認を得た場合この限りではないと記載がありますが、高所の窓ガラスも同様の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書(案)	29	4.2.7.	ウ	(エ)			関係者不在時の施設警備	「関係者不在時の施設整備は、機械警備の対応で可とする。」とありますが、この施設整備とは、施設整備期間中の機械警備を要求するものではなく、単に機械警備の誤記と理解してよろしいでしょうか。	「施設警備」の誤記です。
79	要求水準書(案)	30	4.2.8.	ウ	(ア)			長期修繕計画作成業務	供用開始後30年間の本施設に係る長期修繕計画を策定し、維持管理・運営業務が開始する日の2ヶ月前までに市に提出すると記載がありますが、設計図書や仕様書等の入手後、作成までに時間を要することため、供用開始後3ヶ月まで等へご検討ください。	原案のとおりとします。
80	要求水準書(案)	33	5.2.1.					運営担当者	常勤とは正社員、契約社員、パートタイマー(7時間以上)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書(案)	36	5.3.1.	イ	(ア)	n		調理業務	「n(中略)配缶盛付後2時間以内に喫食」とありますが、連続式の機器で調理した場合、最後に配缶されたものから2時間以内でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書(案)	36	5.3.1.	イ	(ア)	r		資料7 給食センター用献立(案)	焼き鳥、アジのつけ焼きなど焼きメニューは、小学校と中学校で同じグラム数のものを加熱調理するという理解でよろしいでしょうか。また、味付けも同じという理解でよろしいでしょうか。	メニュー内容によりますが、基本的に小学校と中学校でグラム数は変わります(小学校は中学校のおおよそ0.7倍です)。なお、味付けは変わりません。
83	要求水準書(案)	36	5.3.1.	イ	(イ)	e		生肉	生肉(当日納品予定)とあります。当日納品される食材はその他には無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書(案)	39	5.3.1.	イ	(コ)			食物アレルギー対応の拡充	将来的には対応食物の拡大(最大で特定原材料7品目の除去食)を検討している、という記載があります。この場合、アレルギー対応調理室には除去食対象となる原因食物を持ち込まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書(案)	39	5.3.1.	ウ				配送・回収業務	昼休み時間中、配送車が配送校内で待機する事は可能でしょうか。	可能とします。入札公告後に提供予定の資料9を参考に計画を立ててください。ただし、個別の事情により待機場所が確保できない学校もあるため、事業者決定後にルートを変更していただく可能性もあります。
86	要求水準書(案)	39	5.3.1.	ウ				配送・回収業務	配送業務の再委託は可能でしょうか。	配送業務の再委託は可能です。
87	要求水準書(案)	39	5.3.1.	ウ				配送・回収業務	給食センターの住所を配送会社の車庫としての登録は可能でしょうか。	各種法令上の要件や要求水準を満たしていること、行政における手続きを問題なく処理できることを前提に、可といたします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
88	要求水準書(案)	39	5.3.1.	ウ	(ア)	a		配送・回収業務	各配膳室の受取スペースや配送校の敷地内道路等に配慮すること、という記載があります。校内の配送車両動線に樹木の成長により通行の障害となる場合があります。この場合、障害物の移設や伐採は市側でご対応頂けるとい理解でよろしいでしょうか。	樹木の剪定は市で対応しますが、障害物の移設や伐採は事業者選定後に協議します。
89	要求水準書(案)	40	5.3.1.	ウ	(ウ)	a		配送・回収業務	中学校の給食開始時間は事業者選定後とのことですが、一旦ご提案や計画では12時40分を想定しても良いでしょうか。	中学校の給食予定時間は12:30から13:00で想定して提案ください。 ただし、実際の給食予定時間は、事業者選定後に市が決定します。
90	要求水準書(案)	41	5.3.1.	オ	(ア)	h		配膳業務	h、配送校の食数に対してそれぞれ1割程度(最大15,000食の施設に対し最大150食対応より)の想定で計画する認識で宜しいでしょうか。	配送校の食数に対してそれぞれ1%程度の想定で計画してください。
91	要求水準書(案)	43	5.3.1.	ク	(ア)			配送車維持管理業務	要求水準書において、配送車に係る賠償保険のみ保険についての記載がありますが、事業全般において他に付保すべき保険等があればご教示ください。	入札公告時に示します。
92	要求水準書(案)	43	5.3.1.	ケ	(ア)	g	(a)	従事者の健康管理	その他年2回定期に健康状態を把握すること。と記載がありますが、年1回以上の健康診断以外にどのような検診をすれば宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
93	要求水準書(案)	45	5.3.1.	ケ	(イ)	b	(b) iii	従事者の健康管理状況	従事者等の健康管理状況及び検食・保存食の状況:年3回定期に行うこと。と記載がありますが、この健康管理状況について、年3回定期に行うということとは、1つ前に質問させて頂いた項目での健康状況を把握することと同様の内容でしょうか。	No.92でご質問の内容でも可としますが、それ以外の提案を妨げません。
94	要求水準書(案)	45	5.3.1.	コ	(ア)	a・b		食育推進促進業務	以下の会議等に参加し、市職員等の指示を仰いで協力すること。a 1か月分の献立素案についての協議 b 調理・食品検討会(随時) 業者側出席者は、どの程度の担当者を出席させれば宜しいでしょうか。	業務責任者の出席を基本としますが、会議の内容により、その他の責任者の出席を求める場合もあります。
95	要求水準書(案)	48	6.2.					食材搬入用プラットホーム	食材搬入用トラックの最大の想定サイズをお教え願います。	現在の小学校における共同調理場ではトラックの大きさは3トン車程度が最大であり、その程度を想定しています。
96	要求水準書(案)	48	6.2.					荷受室	エアカーテン下部の床スリットとは、どのようなものでしょうか。	床スリット以外の砂塵の巻上げ防止の提案を妨げませんので、事業者にて砂塵の巻上げ防止の方策を検討してください。
97	要求水準書(案)	48	6.2.					荷受室	炊き込みご飯の素は野菜類・調味料・一般物資・添物類用の荷受室から搬入されるという理解でよろしいでしょうか。 米類の荷受室から搬入されるのは、白米とアルファ化米炊き込みご飯(赤飯等)という理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
98	要求水準書(案)	50	6.2.					野菜下処理室	「e.地産品の野菜については、手切りによる切裁ができる設備等を整えること」とありますが、野菜の切裁は基本的には野菜上処理室で行い、下処理室での切裁は洗浄しやすいように行うブレカットとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)	50	6.2.					冷蔵庫 冷凍庫	”i生肉を保存する冷蔵庫を設置すること。”とありますが、これは、”e下処理前(中略)魚肉類専用冷蔵庫”と同じものを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書(案)	52	6.2.					物品倉庫	記載されている物品倉庫はどの調理室に隣接した方が望ましい等の条件はありますでしょうか。	提案に委ねます。
101	要求水準書(案)	52	6.2.					卵処理室	卵処理室につきまして、衛生面で問題がない機器の配置ができれば、室ではなく、魚肉下処理室内の卵処理コーナーという形でご提案してもよろしいでしょうか。	左記の提案も可としますが、衛生面には配慮してください。
102	要求水準書(案)	53	6.2.					洗浄室	「f.～洗浄を、2時間から3時間程度で完了」とありますが、運営企業の業務時間との整合がとれていれば、洗浄時間はこの範囲外となる提案でもよろしいでしょうか。	概ね2時間から3時間程度で完了させることを基本とし、極端に洗浄時間が長くなる提案等は不可とします。
103	要求水準書(案)	53	6.2.					洗浄室	”洗浄機には、断熱構造を導入し”と記載がありますが、室内の温度上昇を低減するほかの方法があれば、断熱構造に限定せず事業者の提案でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ライフサイクルコストも考慮した提案としてください。
104	要求水準書(案)	54	6.2.					煮炊き調理室	e,保存食用冷凍庫の設置はコンテナ室でも宜しいでしょうか。	左記の提案も可としますが、衛生面には配慮してください。
105	要求水準書(案)	54	6.2.					野菜上処理室	b,「食品の手切り」とはスライサーで切裁する前の切り込み程度を想定しスペースや作業計画を見込めば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書(案)	56	6.2.					炊飯室	1日最大2種類の炊飯に対応する炊飯設備を整備する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書(案)	56	6.2.					炊飯室	混ぜご飯の時の混ぜる具材に釜などで加熱する献立はありますでしょうか。具材を調理する献立はあるという理解でよろしいでしょうか。 また、炊き込みご飯の時の炊きこむ具材に、炊き込む前に一次調理(加熱調理)が必要なものは無いという理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、あります。 後段につきましては、ありません。
108	要求水準書(案)	58	6.2.					汚染作業区域前室、汚染作業区域前室	汚染作業区域前室と非汚染作業区域前室の爪ブラシで調理員全員分とありますが、区域で作業する調理員分のみで良いでしょうか。また、洗浄室側に入る汚染作業区域にも爪ブラシは必要でしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、必要です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
109	要求水準書(案)	59	6.2.				倉庫	記載されている倉庫はどの室に隣接した方が望ましい等の条件はありますでしょうか。	提案に委ねます。
110	要求水準書(案)	60	6.2.				市職員用事務室	市職員用事務室の10名は増築センター完成後の事務人数を想定された人数でしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書(案)	60	6.2.				市職員用事務室	市職員数10名には栄養士も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書(案)	60	6.2.				市職員用玄関	オートロックを設置することとありますが、仕様のイメージを教えてくださいましてでしょうか。	外来者が入所するときは市職員用事務室で開錠することを想定しています。
113	要求水準書(案)	60	6.2.				市職員用便所	市職員用便所は、栄養士も利用するのでしょうか。	利用します。
114	要求水準書(案)	61	6.2.				研修室	「室内で給食を試食」とありますが、試食用調理台は必要と考えてよろしいでしょうか。また、小荷物昇降機による給食の搬入による提供もお考えでしょうか。	前段につきましては、試食用調理台の設置は不要です。後段につきましては、提案に委ねます。
115	要求水準書(案)	62	6.2.				移動式回転釜保管庫	移動式回転釜保管庫は、展示スペースと兼用でも可能でしょうか。	左記の提案は不可とします。
116	要求水準書(案)	63	6.2.				事業者事務室	b,事業者専用部分の更衣室や給湯室などの設置計画については、従事者が働きやすい環境を考慮した上で提案に委ねていただくことは可能でしょうか。	左記の提案は可とします。
117	要求水準書(案)	63	6.2.				配送員用控え室	配送員用控え室は別棟と計画しても良いでしょうか	別棟で計画することは不可とします。
118	要求水準書(案)	64	6.2.				駐車場	大型バスは、何人乗りで想定されていますか。	最大で50名程度で想定しています。
119	要求水準書(案)	64	6.2.				駐車場	「調理従事者等をマイクロバス等で送迎」とありますが、マイクロバス等は、事業者が手配するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	a	構内への車両の出入口	車両の敷地出入口は、2ヶ所設置でも可能でしょうか。	資料13物件調書の環境形成協定書5条に、乗り込みは基本1か所とすることとありますが、2か所計画する際は、2か所設置しなければならない理由等を明らかにし、神戸市建設局道路計画課に協議願います。
121	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	l	配送車の洗車スペース	「油等による汚染に配慮」とありますが、雨水が混入しないように屋根付きとする必要があるでしょうか。	提案に委ねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
122	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m		増築センター	本件施設の給食エリアがそのまま5000食分入ると考えてよろしいでしょうか。	増築センターの計画条件に関して、要求水準書(案)の「6.施設の要求性能」等において給食エリアで規定している内容を準用することの是非についてが、ご質問の趣旨であれば、基本的にはご理解のとおりです。ただし、以下については、第二センターと異なることに留意して計画してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画食数は、最大6,000食/日とする。 ・1献立(副食3品以上)方式とする。 ・アレルギー対応食は、最大60食/日とする。 ・配送校は最大175学級(教職員室、特別支援学級を含む)とする。 ・市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用玄関、見学者通路、研修室、小会議室、来客用便所、多目的便所、移動式回転釜保管庫、事業者用事務室、書庫、備蓄倉庫を設置しない。
123	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m		敷地内	将来的に本件施設用地内に2階建て・5,000食/日以上の学校給食センター(以下「増築センター」という。)を増築する可能性があるため、以下に配慮して本施設の配置や外構等を計画すること。と記載がございますが、市で想定している敷地面積を開示願います。	想定している敷地面積はありません。No.122に示しました条件を基に、事業者にて提案してください。
124	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m		建築敷地内	”増築センターを整備できる空気を確保すること。”につきまして、5000食/日以上の学校給食センターの想定されている、設置に必要な面積、または建築面積をお示し頂けないでしょうか。将来増築センターを実際に整備する事業者になるとは限らない提案者による想定条件が、まちまちになると思われま。	想定している面積や建築面積はありません。No.122に示しました条件を基に、事業者にて提案してください。
125	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m		増築センター	「将来的に本件施設用地内に2階建て・5,000食/日以上の学校給食センターを増築する可能性があるため、～」とありますが、増築センター整備用地を適切に計画するため、増築センターの最大想定規模(食/日)もご教示いただけないでしょうか。	No.122を参照ください。
126	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m		増築センター	増築センター整備時に給食車両と工事車両が同時に動くこととなります。既存の出入口は1箇所ですが将来の考えはありますでしょうか。	現時点で想定はありませんが、提案にあたり、2か所の出入口を想定する場合は、No.120を参照ください。
127	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m		施設等の性能	敷地用地内に5,000食センターの増築とは何年頃を想定されていますでしょうか。	現時点では決まっています。
128	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m	(a)	敷地内	増築センターを整備できる空気を確保することと記載がありますが、増築センターの建設までは、有効利用できるかと考えてよろしいでしょうか。	空地の利用については現在検討中です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
129	要求水準書(案)	65	6.3.1.	ア	(ア)	m	(d)	建築敷地内	「本件施設と増築センターを廊下で接続」とありますが、敷地外構や車路を考慮した計画とすれば、廊下での接続を1階ないし2階にするかは事業者の提案との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、渡り廊下については一体運営を検討しているため、市職員だけではなく事業者も通行できることとします。
130	要求水準書(案)	68	6.3.1.	エ	(ウ)			給食エリアに関する特記事項	エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。と記載があるが、記載の機器の想定をご教示願います。	冷蔵庫、冷凍庫、消毒保管庫等が想定されますが、それ以上の提案を妨げません。
131	要求水準書(案)	70	6.3.1.	ケ	(ア)			環境配慮	太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギー利用設備の積極的な導入検討を行い、維持管理費の節減に努めること。なお、本件施設の屋根に太陽光発電設備等を設置する場合は、第三者へ売電しない場合に限り、本市への所有権移転の有無に関わらず(リース、PPAモデル等)、本件施設の屋根を無償で使用させることとする。と記載がございますが、事業終了後(リース、PPAモデルの場合)は、当該設備を無償譲渡することは可能でしょうか	無償譲渡の可否については、事業終了時に協議により決定します。
132	要求水準書(案)	74	6.3.3.	エ	(イ)			排水設備	グリストラップを設けること。とありますが、油脂分を排水処理施設で処理することができるメーカーを採用し、水質基準を満たす処理ができればグリストラップを不要とする提案は可能でしょうか。	提案に委ねますが、関連法令等に基づき計画し、関係機関との協議を適切に行うこと。
133	要求水準書(案)	76	6.3.4.	イ	(イ)	a	(a)	冷蔵庫・冷凍庫	”温度監視”につきまして、庫外で庫内温度の確認が行え、温度の記録は調理員が目視で温度を確認でき、記録できる仕様となっていればよろしいでしょうか。	左記の提案も可とします。
134	要求水準書(案)	77	6.3.4.	イ	(ウ)			コンテナ	コンテナの寸法は記されていない為、配送車に支障がない範囲であれば、特に上限はないということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、学校給食厨房機器カタログ等に掲載の一般的な大きさとしてください。
135	要求水準書(案)	77	6.3.4.	イ	(ウ)			コンテナ	”最大供給食数や、配送校の状況、学級数を勘案し、”につきまして、”中学校の配送校と所在地は、入札公告以降(令和5年6月下旬)に別途示す。”とありますが、コンテナ室の広さの確保が、施設整備の検討に非常に大きく影響する為、現在わかる範囲で結構ですので、入札公告を待たずにお示し頂けないでしょうか。	No.51を参照ください。
136	要求水準書(案)	78	6.3.5					什器備品	市職員用更衣室は事業者提案のとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、使い勝手等を配慮して提案してください。
137	要求水準書(案)	80	6.3.7	イ	(ウ)			食器等	箸は児童生徒持ちでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
138	要求水準書(案)	82	7.					付帯事業	市が提案を期待する付帯事業(資料11)に関して、市はその事業を実施した際の利用想定を検討されていることと 思料いたします。市が想定した利用人数をご教示願います。	現時点では利用想定が決定していないため、利用人数も決定していません。
139	要求水準書(案)	83	7.	ア				付帯事業	構成員のいずれかが付帯事業を実施すること。(SPCが付帯事業を実施することは認めない。)と記載がございますが、付帯事業を実施する構成企業が第三者へ付帯事業を依頼することは問題ないのでしょうか。	第三者へ付帯事業を依頼することは認めますが、付帯事業の実施者は構成員となります。
140	要求水準書(案)	83	7.	ク				光熱水費	市が提案を期待する付帯事業(資料11)に関しては、光熱水費を免除するとの記載がございますが、当該事業を実施した場合、事業者は付帯事業者が使用した光熱水費を市へ請求することが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
141	要求水準書(案)	83	7.	サ				付帯事業の終了	付帯事業実施事業者は事業期間内において、市の承諾を得て、付帯事業を終了することができる。市は、付帯事業実施事業者の付帯事業の終了がやむを得ないと認める場合には、承諾するものとする。と記載がございますが、市がやむを得ないと判断する基準をご教示願います。また、付帯事業を終了することに事業者へのペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか	前段、後段ともに、事業者選定後に協議により決定します。
142	要求水準書(案)	90	8.2.2.					四半期業務報告書、月報、モニタリング報告書	「提出時期」が「翌月10日まで」となっていますが、10日が土日祝祭日にあたる場合は翌営業日との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書(案)							資料2 造成計画平面図	本件施設用地内にある(仮設)沈砂池や小堤工、水路など既存の設備が見受けられます。撤去や残置の想定とリスク分担についてご教示ください。	素掘水路、張りコンクリート水路、小堤工、仮設排水管の雨水関連設備は工事着工までの仮設物です。敷地南面の盛土及び暗渠排水溝(φ150)は残置を想定しておりますが、暫定的に仮設沈砂池に接続しておりますので、雨水排水施設に接続してその機能を確保するようにしてください。その他のものにつきましては、残置または撤去のいずれかとするかは、提案に委ねます。また、「汚水」「雨水」に関する協議・調整事項については、実施設計段階で「実施計画申請書」を作成の上、神戸市都市局に提出が必要になります。 敷地南面の盛土及び暗渠排水溝(φ150)のリスク分担に関しては、「善良な管理者の注意義務」を事業者が果たしていることを前提として、市が負担します。それ以外の残地・撤去にかかるリスク分担に関しては、すべて事業者負担とします。
144	要求水準書(案)							資料7 想定献立表案	パンが学校直送とあります。給食センターで調理するパン(揚げパンなど)は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
145	要求水準書(案)							資料7 想定献立表案	ミカンは和え物コーナーで数えと配食作業を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書(案)							資料7 想定献立表案	”スチームコンベクションオーブンを使用した和え物料理例”につきまして、小松菜ともやし、チンゲン菜とキャベツの加熱は、スチームコンベクションオーブンを必ず使用しなければならない必須の条件でしょうか。例とのことから回転釜での加熱でもよろしいのでしょうか。	市と協議の上、左記の方法でも可としますが、和え物調理室(又は付近)には、必ずスチームコンベクションオーブンを設置してください。
147	要求水準書(案)							資料13 物件調書7(3)	防火水槽又は消火栓の設置が必要となる場合は開発許可の手続きが必要になります、と記載がありますが、学校給食センターは都市計画法29条の開発行為については、1項ただし書き三号における許可の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。